

仙台市特別支援教育推進プラン第5回検討委員会

議 事 録

令和4年12月22日

署名

署名委員

件来 拓二

仙台市特別支援教育推進プラン第5回検討委員会 議事録

1 日 時 令和4年12月22日(木) 午後3時00分～午後4時45分

2 会 場 仙台市役所上杉分庁舎2階 第3会議室

3 出席者

(1) 委員(10名)

荒ひろみ委員、伊藤清市委員、植木田委員長、癸生川義浩委員、小岩孝子委員、牛来拓二委員、高橋昌子委員、和史朗委員、門田優子委員、渡部智之副委員長

(2) 事務局(7名)

教育局学校教育部長 松川真也

教育局学校教育部

特別支援教育課長 秋山一郎

主幹 三浦潤子

主任指導主事 堀越秀範、先崎智(進行)

指導主事 齋藤義治、庄子梨枝

専門員 佐藤 貢

4 欠席者

なし

5 傍聴者・報道機関

なし

6 要約筆記者(2名)

7 次 第

(1) 開会

(2) 教育委員会挨拶

(3) 議事

仙台市特別支援教育推進プラン(最終案素案)について

(4) 閉会

8 会議資料

資料1 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会 委員名簿

資料2 仙台市特別支援教育推進プラン2023(中間案)に関するパブリックコメントの実施結果について

資料2別表:仙台市特別支援教育推進プラン2023(中間案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見と本市教育委員会の考え方について

資料3:【概要版】仙台市特別支援教育推進プラン2023最終案素案

資料4:仙台市特別支援教育推進プラン2023(最終案素案)

資料5:仙台市特別支援教育推進プラン2023 新旧対照表

参考資料:第4回検討委員会が出された主なご意見(要旨)と事務局案

1 開会（進行）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第5回 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会」を開催いたします。

開会にあたりまして、松川学校教育部長からご挨拶を申し上げます。

2 教育委員会挨拶（松川真也学校教育部長）

学校教育部長の 松川 でございます。

本日は、お足元の悪い中ご参会いただきありがとうございます。おかげさまで、第5回目の開催となりました。この間、中間案のパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を伺う手続きを経て、最終案素案を取りまとめることができました。完成の直前の状態までたどり着いたというところでございます。本当に、皆様のおかげと、植木田委員長のご采配のおかげだと感謝しております。

子どもたちは、明日までが授業です。冬休みは17日間と長い休みになります。新型コロナウイルス感染症に関してはまだ心配なところではありますが、学校では、事故やけがに気を付けて、楽しく冬休みを送ることができるよう指導をしているところです。

本会議もいよいよ大詰めで、残すところあと1回となりました。皆様の精力的なご協議により、良いものが徐々に形作られていく過程を拝見し、非常にありがたいことだと感じております。そして何よりも、市民の皆様に対して、また、特別支援に関わる子どもに対して、よりよいものとなるのではないかと考えております。

本日もご協議の程、どうぞよろしく願いいたします。

〔松川学校教育部長が退席〕

3 議事（議長：植木田潤委員長）

(1) 議事録署名委員の指名

よろしく願いいたします。

議事に入る前に、今回も議事録署名委員について確認したいと思います。前回は、小岩委員をお願いいたしましたので、今回は名簿順で、牛来委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔牛来委員、承諾〕

それでは議事に入ります。

前回の検討委員会では、推進プラン2023（中間案）について、第1章から第6章まで、全体を通してご意見を頂戴し、共通理解を図りました。その中で、各委員の皆様からはたくさんの貴重なご意見をいただきました。

その後、それらの意見を踏まえて、事務局で原案を修正し、10月から11月にかけて中間案のパブリックコメントを実施いたしました。今回の主な協議内容は、推進プラン2023（最終案素案）の内容について検討することではありますが、それに先立ち、まずは、9月に実施した第四回検討委員会での意見について、もう一度全員で確認し、その後にパブリックコメントの

結果を報告していただきたいと思います。それでは、まず事務局から説明をお願いします。

(2) 仙台市特別支援教育推進プラン 2023（中間案）について（事務局説明）

よろしくお願いいたします。

まず、第4回検討委員会での主な意見について確認いたします。参考資料をご覧ください。表の左側の列から順番に、意見の通し番号、資料4「最終案素案」での取り扱いページ、ご意見の要旨、事務局案を記載してございます。大小28のご意見をいただきましたが、時間の関係で、ここではいくつかのご意見とそれに対する事務局の考えについてご説明いたします。

意見番号5をご覧ください。『個別最適な学び』と『協働的な学び』は一体的なものと考えられるため、『協働的な学び』という記述も必要ではないか」との意見でございます。これは、最終案素案1ページの図の中の「たかめる」の説明文のほか、複数の箇所が該当しております。ご指摘の通り、学習指導要領では両者は一体的なものとして充実を図るものとされておりまして、関連する箇所につきましては「個別最適な学び、協働的な学び」と表現することにいたしました。

意見番号10では、「基本方針Ⅳは『つなぐ』より、『つなげる』の方が主体的、積極的な意味合いを感じる等の理由から、再考できないか」とのご意見をいただいております。「つながりにくいものを（努力して）くっつける」という場合には「つなげる」を使用する機会が多いとされていることから、事務局内で検討した結果、本プランでは新たに「つなげる」という文言を採用することにいたしました。

続きまして、意見番号12～14について説明いたします。資料4最終案素案の17ページを併せてご覧ください。ご意見では、(3) 目指したい学校の姿や(4) 目指したい地域の姿の部分に、「家庭」という文言や「安全」という文言を入れてはどうかのご指摘をいただきました。どちらも大切なキーワードであると考えましたので、例えば、「目指したい学校の姿」の2行目に、「学校が推進役となり、家庭や地域と連携を図りながら」という文章を追加、その後の4行目に「安全・安心な学校づくり」という文言を挿入いたしました。また、最終案素案全体を通して、その趣旨を踏まえた修正を適宜行っております。

次に意見番号16では「障害の社会モデルの考え方は重要であり、学校だけではなく、社会全体として取り組むことが必要」とのご指摘をいただきました。それを受けまして、最終案素案16ページの「1 仙台市の特別支援教育が目指す理念」の2行目に「本市では障害の社会モデルの考え方を踏まえつつ、」という文言を追加し、その他、17ページの(4)「目指したい地域の姿」の下から3行目にも同様の文言を追加しております。

裏面の意見番号26をご覧ください。以前は、文章の中に「障害の重い」という表現や「障害の軽重にかかわらず」という表現を入れておりましたが、再考する必要があるのではないかとのご意見をいただきました。それに関する部分として、最終案素案の24ページ、E-26の項目では「障害の重い」という表現を改めまして、「児童生徒の多様な教育的ニーズ」といたしました。また、28ページK-43では、「障害の軽重にかかわらず」という表現をなくしても、項目自体の意味合いは変わらないため、削除いたしました。

その他のご意見につきましては、紙面にて報告に替えさせていただきます。

続きまして、パブクックコメントの実施結果についてご報告いたします。資料2をご覧ください。

「1 実施概要」につきましては、令和4年10月31日(月)から11月30日(水)までの1か月、(2)に記載しております周知方法で実施いたしました。

「2 意見募集結果」につきましては、17の個人・団体から、計51件の意見が寄せられました。内訳といたしましては、表に挙げてあるとおりでございます。特に第5章の「各施策と具体的取組」に対するご意見が多く見られました。

次に、具体的な意見の内容と本市教育委員会の考え方についてご説明いたします。資料2別表をご覧ください。表の左の列から順番に、意見番号、最終案素案の関連ページ、項目、意見、本市教育委員会の考え方(案)を記載しております。

はじめに申し上げますと、今回、寄せられた意見を受けまして、本プラン(中間案)を何点か修正いたしました。大きな変更、例えば全体構成や内容の柱立ての変更などですが、そうしたものはございませんでした。変更点につきましては、後ほどまとめてご説明いたします。

第1章につきましては、ご意見が1件ございました。

意見番号1では、インクルーシブ教育システムの定義についてのご意見でございます。最終案素案の2ページの脚注に記載しております、この用語の定義について、プランを読んだ方が誤解するのではないかという見解ですが、事務局といたしましては、この定義は中央教育審議会での報告に基づいた表記でありますので、原案のままといたしました。ただし、ご意見も参考にしながら、学校現場等に、インクルーシブ教育システムの趣旨をよりの確に伝えていく旨をご回答しております。

第2章につきましてもご意見は1件ございました。

意見番号2は、支援が必要な子どもたちに対して十分な支援を行っているのか、教育環境を保障しているのかというご意見でございます。障害のある子どもに加えて、学級崩壊やいじめ、自死などの文言も記載されておりますことから、事務局からの回答といたしましては、本市教育の全体的な方向性、具体的取組を示している「仙台市教育構想2021」の内容に触れ、それらの取組の充実を図ることをお伝えしております。

第3章には11件のご意見が寄せられました。

意見番号5は、「交流及び共同学習」の定義に関するご意見でございます。回答といたしましては、「交流及び共同学習」が障害者基本法や現行の学習指導要領に明記された用語であることから、原案のままとする旨をお伝えしております。

意見番号6では、お子様の学びの場の相談をした際、支援学校とアールとで、異なる見解を伝えられて困惑した、という経験に基づいたご意見でございます。回答では、本市の就学支援の進め方について説明した上で、よりよい就学支援の在り方を検討していくこと、関係機関との連携を図りながら、安心感をもってお子様や保護者の皆様が入学を迎えられるように努めていくことを記載しております。

意見番号7では、特別支援教育コーディネーターの専任化について述べられております。また意見番号38でも、これに関連する意見が挙げられております。これらのご意見につきましては、特別支援教育コーディネーターの活動を充実させることは、重要な課題であると認識しておりますので、引き続き、国に対して専任化の要望を行っていくこと、校務の分担を調整するなど、コーディネート機能を発揮しやすい環境づくりに努めることをお示ししているところご

ざいます。

意見番号 8、9、10 につきましては、学級数が少ない障害種の特別支援学級担任の指導力向上のほか、インクルーシブ教育を推進する観点から、全ての教員の指導力を向上させる必要があるとのご意見です。本プランでは、特別支援学校のセンター的機能の活用や、通常の学級の教員も含めて、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえた資質の向上を目指すこととしておりますので、その旨を記載いたしました。

意見番号 11 は、通級による指導の充実に関する内容でございます。関連する内容といたしましては意見番号 37 がございます。本プランでは、基本方針Ⅲ「つくる」の事業 33 で通級指導教室の整備を図ることなどを盛り込んでおりますので、そのことに触れた回答を行っております。

意見番号 12、13 は、個別の教育支援計画やサポートファイルに関するご意見で、作成の際、保護者との共有が図られていないことや作成しても使用されていないのではないかと、というご指摘でした。意見番号 41 にも同様の趣旨のご意見がございます。資料の「本教育委員会の考え方(案)」にも記載してある通り、本市では、個別の教育支援計画や個別の指導計画の取扱いについて、計画の作成に当たっては、本人や保護者の意向を踏まえながら、関係機関等と連携し、必要な情報を共有すること、作成した計画は保護者にも渡して、共有することなどを、各学校に周知しております。今後も各計画の作成や活用状況を検証して、課題を改善するとともに、障害のある子どもたちの支援に有効に活用されるように努めてまいります。また、サポートファイルにつきましては、就学の時期はもとより、入学後も有効に活用されるよう、一層取組を推進することとしております。

第 4 章には、5 件のご意見が寄せられました。

意見番号 14、15 は、「障害の社会モデル」の考えについてのご意見です。事務局といたしましては、これらのご意見を踏まえながら、より広く理解が深まるように、本プランの「分かりやすい版」において、考え方の具体例を示すなどしてまいりたいと考えております。

意見番号 17 については、文章表現について修正を求めるとのご意見でございます。ご意見の趣旨を踏まえて、当該箇所について修正を加えております。その他のご意見においても修正や削除、追加を行った部分がございますので、それらについては、後ほどまとめてご説明いたします。

意見番号 18 は、ICT を積極的に活用した特別支援教育を行ってほしいという趣旨のご意見でございます。

ここで、一度、資料 4「最終案素案」の 16、17 ページをご覧くださいませでしょうか。第 4 回検討委員会を終了した後、10 月末のパブリックコメントが開始されるまで、事務局内でプランの検討を重ねまして、第 4 章の基本方針に、「ICT の活用」に関する内容を盛り込むこといたしました。これは、仙台市基本計画に示された、本市の市政運営の基本姿勢の一つである、「デジタル技術の積極的な活用」を、特別支援教育の分野においても実現していく必要があるだろうとの考えにより、追加したものでございます。具体的には、16 ページ「1 仙台市の特別支援教育が目指す理念」の後半部分に、「特に、ICT は…」という文章を追加しております。また、17 ページ「(5) ICT の積極的な活用」という項目を新たに設けまして、取組を推進していくことといたしました。

資料 2 別表にお戻りください。意見番号 18 に対する回答といたしましては、今、ご説明申し上げた部分を抜粋して記載しております。

第5章の基本方針Ⅰ「ふかめる」には7件のご意見が寄せられました。

意見番号20は、居住地校交流の実施状況に関するご意見でございます。回答といたしましては、鶴谷特別支援学校の取組や県立支援学校を所管する県教委との連携について、実施状況を説明した上で、今後も取組を充実させていくことを記載しております。

意見番号21は、学校内での引継ぎをしっかりと行ってほしいというご意見でございます。ご指摘いただいた20ページの「B-4 校内での情報共有」の箇所は、基本方針Ⅰ「ふかめる」に仕分けられた取組であるため、引継ぎについては、基本方針Ⅳで扱う旨を記載いたしました。併せて、事業4の項目名を「校内での情報共有」から「校内での理解促進」に変更することで、ここでの取組内容が基本方針Ⅰ「ふかめる」に基づくものであることを、より分かりやすくいたしました。

意見番号22は、障害理解・障害者理解に関して、「理解から歩み寄るのではなく、共生という俯瞰した視点に立てないか」という趣旨のご意見でございます。これにつきましては、本プランでも「共生」の視点を踏まえた取組を行うこととしていることや障害理解教育の意義について記載いたしております。

意見番号23と意見番号24は、関係機関との連携に関するご指摘でございます。ご意見を踏まえまして、関係機関との連携を深めていくことなどを記載しております。

意見番号25は、文章表現に関するご意見です。修正を行っておりますので、後ほどまとめてご説明いたします。

基本方針Ⅱ「たかめる」には9件のご意見が寄せられました。

意見番号26は、「指導力」という文言を「子どもを理解する力」「支援する力」で表現してはどうかというご意見でございます。本プランは、学習指導要領で用いられている文言等を参考にしながら作成しておりますので、その中で使用されている「指導」という言葉につきましても原案のまま使用していくことといたしました。

意見番号27は、特別支援教育を担う人材の確保や育成に関する内容でございます。特別支援教育を担当する部署だけでなく、採用や研修を担当する部署が協働し、教育委員会全体として検討を進めることの提示があるとよいのご指摘でございます。ご意見のとおり、重要な課題として認識しておりますが、今回、原案の修正や追加は行わず、関連する取組において、対応してまいる旨をお伝えしております。

意見番号29は、保護者支援に関する内容で、学校だけでなく、本人を支援している関係機関とも連携して子どもや保護者を支える仕組みが必要であるのご指摘でございます。大切なご意見であると考えますので、本プランで挙げた取組を充実させる形で、その実現に努めてまいります。

意見番号32、33は、文章表現の修正に関するご意見でございましたが、ご指摘の箇所の修正等は行わず、原案のままといたしました。

基本方針Ⅲ「つくる」には、4件のご意見が寄せられました。

意見番号35、36は、就学支援体制の在り方についてのご意見でございます。事務局といたしましては、本市の就学支援についてご説明申し上げるとともに、今後も就学支援の在り方を検討し、本人・保護者の皆様が安心感をもって入学を迎えることができるように努めていく旨を

記載いたしました。

基本方針Ⅳ「つなげる」には、9件のご意見が寄せられました。

意見番号40は、高等学校等への引継ぎの充実に関するご意見でございます。中高連携サポートシートの活用促進のほか、中学校独自の様式での引継ぎも含めて、取組の充実を図る旨を記載いたしました。

意見番号43は、「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」の取組の中に、放課後、子どもたちが過ごす場である児童館が明記されていないとのご指摘でございます。実際には児童館にも参加頂いておりますが、文言が記載されていなかったため、追加することにいたしました。

意見番号44、47につきましては、「学校卒業後の社会参加の充実」に関するご意見でございます。事務局の回答といたしましては、鶴谷特別支援学校の進路指導の取組や、「仙台自分づくり教育」、「生涯学習につながる取組」を推進していく旨を説明してございます。

最後に、全体的なご意見といたしまして4件ございました。

意見番号50では、性教育の大切をご指摘いただきました。この点につきましては、児童生徒にどのような教育を行っていくのかという内容であるため、基本方針Ⅲ「つくる」の事業29及び30の「教育課程の編成」に関する項目で取組を推進する旨を回答いたしました。

以上、長くなりましたがパブリックコメントに寄せられたご意見と教育委員会の考え方についてご説明いたしました。

(議長) ありがとうございました。(市民の皆様) 関心の高さがうかがえます。

ここで、質問のある方はお願いします。

(渡部委員) ただいま説明いただいた教育委員会の考え方を、どのように質問者にお返しするのでしょうか。

(事務局) ホームページ上で「パブリックコメントの結果」という形で公表する予定です。今年度中に行う見込みとなっております。

(議長) インクルーシブ教育システム等、関係者はよく知っていることだと思いますが、様々なイメージを持っている市民の方にも丁寧に説明していただけるとより理解が深まるのではないかと思います。

(議長)

それでは、協議に移ります。

今回は事務局から、資料3、資料4の仙台市特別支援教育推進プラン2023(最終案素案)の概要版と本編が提示されておりますので、この資料をもとに検討を進めてまいります。資料については、事前に事務局から送付されておりましたので、委員の皆様はすでに目を通されているかと思いますが、ここで、事務局から最終案素案について、簡単に説明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局)

○推進プラン2023(最終案素案)について

最終案素案につきましては、中間案からの変更点についてご説明いたします。資料4と資料5をご用意ください。

資料5は、中間案から変更となった部分を、新旧対照表として整理したものでございます。

今回、パブリックコメントと並行して、「中間案」に対する、仙台市役所内への全庁照会もかけてございます。それらの意見も踏まえて、中間案を修正いたしましたので、新旧対照表の左側には「区分」として、全庁照会による意見か、パブリックコメントによる意見かを記載いたしました。この資料5を適宜参照いただきつつ、以下では、資料4を基に、修正点を確認いたします。修正点には下線を引いてございます。

資料4の2ページをお開きください。中ほどに図がございますが、その中で下線を引いている部分について修正いたしました。具体的には「教育構想2021」と表記していたところを「仙台市教育構想2021」と正式名称にし、理念についても原文のまま表記いたしました。

4 ページをご覧ください。中ほど二つ目の白○の冒頭に記載していた文言が、後ろに続く文章と関連していなかったため、その部分は削除し、それに伴い、(P.30 資料1参照)という文言を前段に移動いたしました。

6 ページをご覧ください。(1) 障害理解教育の二つ目の○に資料の具体名「みとめあう心」を追加いたしました。

14 ページをご覧ください。下から4行目に「児童館」という文言を追加いたしました。

17 ページをご覧ください。(4) 目指したい地域の姿の最後の行の文言は、当初は、「障害の社会モデルの考え方を広く浸透させ…」という表現でしたが、「一般市民として気になる」とのご意見をいただきましたので、下線部のように変更いたしました。

19 ページにつきましては、本文の変更に合わせて下線部のように修正いたしました。

20 ページをご覧ください。下から3行目の項目を「4 校内での情報共有」から「4 校内での理解促進」に変更いたしました。

21 ページをご覧ください。下から3行目は当初「本市の特別支援教育を広く浸透させ…」と表現しておりましたが、「一般市民として気になる」とのご意見をいただきましたので、下線部のように変更いたしました。

23 ページをご覧ください。事業16については、教員同士が情報共有することは大切だが、学び合いも必要ではないかとのご指摘を受け、下線部の文言を追加いたしました。

26 ページをご覧ください。事業33につきましては、当初「巡回方式による指導を展開するとともに」と表現しておりましたが、「展開する」という文言の意図が分かりにくい、近い将来の方向性を明確にすべき、というご指摘がありましたので、「充実させる」という表現に変更いたしました。「充実」とすることで、質と量の変容を含んだ意味あいいたしました。

27 ページをご覧ください。事業40の二つ目の点に「児童館」を追加いたしました。また、三つ目の点は新設いたしました。13 ページをお開きください。今回いただいたご意見として、「(2) 関係機関の相互連携の強化」における、課題・今後の展望の一つ目に、「障害のある児童生徒が放課後活動の場として多く利用している児童館や放課後等デイサービス事業所等との連携を推進していくとともに、各関係機関において作成される支援計画が相互に関連性を持てるような方策を検討していくことが必要」と述べられているが、第5章にそれが反映されていないのではないか、とのご指摘がございました。そこで、27ページの下線に示した一文を新設することにいたしました。

以上が、最終案素案についての変更点となります。ご検討の程どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 協議

- (議長) ありがとうございました。
それでは、1 ページから最終ページまで、全体を通して、文章の表現や言い回し、内容についてご協議いただきます。基本的な進め方といたしましては、各章に区切って、委員の皆様よりご意見をいただきたいと覆います。その中で、議論を深めるべきテーマ（内容）が出てきた場合には、その点についても協議したいと思えます。ぜひ、様々な視点から忌憚のないご意見をお願いいたします。
まず、第1章についてご意見をいただきたいと思えます。
- (一同) 特になし。
- (議長) このプランの設計図となる部分です。ここはよろしいでしょうか。
次に、第2章についてご意見をいただきたいと思えますがいかがでしょうか。
お一人ずつ、ご意見をちょうだいしたいと思えます。
- (小岩委員) 特にございませぬ。
- (牛来委員) 特にございませぬ。
- (高橋委員) 確認です。2 ページに戻ります。インクルーシブ教育システムについて、※2の説明が加わったと伺いましたが、文部科学省が考えるインクルーシブ教育システムの説明ということではよろしいですか。
- (事務局) 中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別教育委員会があり、そこでまとめられた報告書に示されている内容でございませぬ。
- (高橋委員) そのことは、プラン中のどこかで述べられていますか。
- (事務局) 素案の中では述べていませんが、質問があったので、パブリックコメントの回答に載せております。
- (高橋委員) 市民の方が読んだ場合に、どこで定義されているのかと疑問が出てこないでしょうか。他の文言についても、どこかから引用したものであれば、出典等、引用文として分かるものがあつた方がよいのではないかとと思えます。
- (事務局) 言葉の定義に関しては他の用語とも関係してくると思えますので、ご意見を踏まえ検討していきませぬ。
- (議長) インクルーシブ教育システムという考え方が誤解をされている側面もあるかもしれないませぬ。同じ教室で学ぶことをインクルージョンと言いますが、インクルージョンの考え方と、文部科学省が示すインクルーシブ教育システムには若干違いがあると思えます。必ずしも、同じ教室で学ぶだけが日本で言うインクルージョンではないのだと、文科省が述べているところもありますので、原点に戻れるように、引用や出典等が示されていると理解が深まる部分もあるかとと思えます。
- (和委員) 今の意見と同じようなところですが、インクルーシブ教育やインクルーシブ教育システムについて、市民一般の認識と、文部科学省で出しているシステムとは若干違いが見られるのではないかとと思えます。だからこそパブリックコメントでこのような意見が出てくるのではないのでしょうか。その説明が、仙台市のプランの中で丁寧に説明されているとよいのではないのでしょうか。どのような形でインクルーシブ教育システムを目指していくのか、その先に何があるのかということについても、関連付けられるとよいのではないのでしょうか。
- (門田委員) 第2章については特にありません。
- (癸生川委員) インクルーシブ教育システムについて、宮城県の考え方と仙台市とでも若干違

いがあるように感じます。

4 ページ中の一番下のグラフのタイトル文字が重なっているように見えますので、事務局で確認をお願いします。

(議長) プランはカラー版で出されると思いますが、見え方に困難さのある方へ配慮のある色使いや柄があると良いかと思います。

(伊藤委員) 第1、2章については特に意見はございません。

(荒委員) 第2章に関しては特にございません。

(渡部委員) 特にございません。

(議長) 2 ページの脚注については、少し詳しく説明していただくということでしょうか。

続いて、第3章に進みます。

(伊藤委員) 第3章、6 ページの「ふかめる」について。中間案では、人権教育については資料を活用して、とありましたが、素案では、資料を「みとめあう心」と指定(限定)して示されています。しかし、プラン 2018 の期間に作成された資料の中には、「みとめあう心」の資料が入っていないのではないのでしょうか。

人権教育についての資料が「みとめあう心」を指定したのであれば、表紙や内容の抜粋を挿入すると良いと思います。PDF 等で見られるようになっているのでしょうか。

また、人権教育関係の資料は、仙台市の他の部局でも人権についての資料が出ているはずですが、部局を超えた全市的な資料を紹介していただけると良いかと思えます。

(事務局) 6 ページに表記はないのですが、それを受けまして、20 ページ A-1 の中に、「特別の教科『道徳』などの教科の学習等において、教育委員会や福祉部局が作成する啓発資料を活用するなどして…」と明記しております。部局横断的な資料の活用についてはこちらで述べております。

(小岩委員) 資料2 別表のパブリックコメント意見番号6には、「特別支援学校を見学したときには特別支援学級への入級を勧められる一方、アーチルでは『学びの場としては特別支援学校も良いのではないか。』と言われたことがあり、親としては困惑した。」という意見があります。この内容を読み、保護者の心配の度合いがよく分かるような気がしました。保護者が、各機関からの助言に敏感に反応していることを実感しました。特別支援学校が良いのか特別支援学級が良いのか、あるいは通常の学級が良いのかと、新しい所属先を決める、新しいステップに踏み出すというのは保護者にとってとても大きなことだと感じています。その第一歩のところが、第3章のどこかに書いていないのだろうか。パブリックコメントの回答では、保護者は納得しないのではないか。例えば、就学先を決める際の流れ、選択する際のアドバイス等が示されていると良いのではないか。「本当に、仙台市は考えてくれているのか」と考える保護者もいるのではないか。

(議長) 具体的に言うと、8 ページにある「多様な学びの場の充実」という部分になりますか。

(小岩委員) その部分は就学後の内容になっています。就学後に様々な支援があることは理解していますが、就学前や就学に関することもないと良いのではないでしょう

か。

(議長) 就学前の相談ということになりましょうか。何か具体的に思いつく表現や文言はありますか。

(小岩委員) 具体的なものは思い浮かばないのですが、就学前から一人ひとりのことを考えて支援をしていますということを表してはどうでしょうか。教育委員会では実際にやられていることだと思います。それがうまく伝わると良いと思います。一般の方が見たときにも必要なことなのではないでしょうか。

(荒委員) 保護者にとって、小学校就学は、富士山より高い山を登るようなものです。様々な方の言葉に一喜一憂するものです。経験した者としては、自分のイメージできるアドバイスであれば理解できるし、そうでなければ傷つくこともあると思います。今の話からそれるかもしれませんが、専門的な視点からのアドバイスがあると良いと思います。「保護者が傷つくから言わない」ということではなく、保護者もそれを受け止める力量を付ける必要もあるのではと思います。

25 ページに「就学支援体制の充実」とあり、仕組みについて書かれている部分がありますが、そこと重なるのではないのでしょうか。

今回のパブリックコメントを読み、保護者代表として参加している身として反省した部分もあります。就学前の保護者の悩みはこれからも続いていくと思います。それを支える体制作りや充実を、このプランに盛り込んでいただければと思います。と同時に、ねぎらわれるだけの存在であってはいけないと保護者は思っています。一生涯を考えると、学齢期の 12 年間はとても短い。12 年間は種まきの期間であり、それが花咲くのはその後の人生になるでしょう。だからこそ、大切な 12 年間になります。親も思い悩みながら進んでいきます。子どもは、子どもの思うままに生きていける人生を、共に考えていけるようになると良いと思います。その入口となる、就学支援体制、特に、選択という部分での支援の充実についてご検討いただけるとありがたいです。

(事務局) 今、章立ての確認をしておりました。第 3 章については、プラン 2018 の課題や振り返りとなっております。就学支援については、当課でも重要な課題と捉えています。それについては、第 5 章で記載しております。例えば、25 ページ「つくる」の H「特別支援教育に関する教育環境の整備」32 に「就学支援体制の充実」とございます。2 つ目の・印に「毎年度当初に、校内の就学支援に関する事務説明会を実施するとともに、教育委員会が『就学支援の手引き』を作成、配布し、就学支援事務の円滑な実施を継続します」とあります。また、26 ページの 1 行目には、2 年後に就学を迎える幼児の保護者を対象に入学ガイダンスを実施し、保護者の理解促進、保育所等関係機関への情報提供を行い、適切な就学について支援としております。また、27 ページの J「切れ目のない一体的な支援の実現」39 では、母子保健を担当する子ども未来局が実施する「5 歳のびのび発達相談」との連携について書いてございます。また、サポートファイルの活用等を、プランの具体的な施策として示しております。確かに、第 3 章に具体的な振り返りという点では少ないかもしれませんが、今後の取組の具体的な施策として示していることをご説明いたします。

(小岩委員) 書いてあるのですが点在しており、保護者にとっては分かりにくいのではない

かと思います。だからこそ、第3章を読んで、このようなパブリックコメントが出てきたのではないのでしょうか。

(議長)

第3章については、推進プラン2018の総括ということです。課題と展望のところに、学校だけではなく様々な、福祉や医療等と連携をしながら就学についてサポートしていく、といった総括があれば良いのではないのでしょうか。これからどうするか、ということについては、第5章で述べられているということになると思います。

パブリックコメントを見ると、各所からのアドバイスが違うということになり、拡大して言えば、場の連携がとれていないということにも捉えられ、そこに保護者が困惑していることを指摘されているのかもしれませんが。そうしたことが、推進プラン2018の振り返りとして、第3章のどこかに述べられていると次につながるということになるのでしょうか。

第5章についても、実施することが明示されているのですが、表現としては固い印象があります。保護者にとっては伝わりにくいのかもかもしれません。日常的に、どのような人にサポートしてもらえるのか、支援や相談の場があるのか、といったことがあると、保護者は分かりやすく、保護者に寄り添った説明になるのかと思います。

(高橋委員)

小学校現場でのお話をさせていただきます。学校の方にも説明不足な点があると思いますが、発達障害があると特別支援学級に行かなければならないと思っている保護者もいらっしゃいます。このプランは、入学後の特別支援教育のプランとはなっていますが…。特別支援学校と特別支援学級に対する様々なイメージがまだまだあるということでしょうか。偏見ともいえるイメージがいまだにあることも事実です。しかし、実際に学ぶのは子どもであり、より学びやすい環境の方が、本来の力を発揮して成長していけると思っています。大人には、そのような視点が大切になると思うのですが、社会の目がそれを許さない。「特別支援学級に行かなくてはならなくなるから勉強しなさい」ということにもなる。アーチルにつながったり、通園施設につながったりする親御さんは、悩みながらも、子どもの就学の場についてしっかり考えていらっしゃる。そうではない親御さんもまだまだおり、偏ったイメージを持たれている、障害受容が進まない方もいる。そうすると、子どもの学びやすさにつながらないことになります。障害受容が進まない保護者についても、障害理解についての視点を持ってもらうことは大切です。それは、保護者に限定せず、市民に対して、適切な学びの場、個別最適な学びや協働的な学びの場についてアピールできると良いのではないのでしょうか。

「特別支援教育推進プラン」という枠組みからそれるのかもかもしれませんが…。

(癸生川委員)

これまでの話の中で、パブリックコメント6番と同意の意見が35番にもあります。これらを考えると、第5章の方が合っているのかと思います。これからの就学について、第5章にまとめていくと良いのではないのでしょうか。

(和委員)

このような意見の保護者の方は結構いらっしゃるのではないのでしょうか。特別支援学級への抵抗がある保護者も多いと感じています。何が不安なのかというと、「特別支援学級に行かされる。」という思いが強い印象があります。本来は、個別最適な学びという視点から保護者と合意形成を図ることが大切であり、パブ

リックコメントにはその点が書かれています。しかし、パブリックコメントへの回答に限らず、本プランの中にもその説明は必要なのではないかと思います。保護者の方が抱えている不安の一つに、意見の「不一致」があると思います。勧められる学びの場への不一致や、(学びの場が)決められてしまうという不安もあると思います。現在の就学支援は、「保護者の意見を最大限尊重し」合意形成を図るとあるので、その一文を挿入するだけでも保護者の不安も和らぐのではないのでしょうか。

(荒委員) 就学相談の後に、保護者が困惑したときに、保護者が相談できる場所はあるのでしょうか。

(事務局) 新就学のお子さんについては、基本的には教育委員会の事務局が相談をしております。合意形成に限らず、学校との相談の仕方などについても相談を受けています。それ以外ではアーチルやご家庭に関わっている機関ということになります。就学については特別支援教育課が受けているということになると思います。

(荒委員) 多様な学びの場は広がっていることは理解しつつ、決定の段階で、保護者が困ったらすぐに相談できる、だから安心していいんだよ、という内容が第5章に書かれているのだと思いますが、第3章のどこかにも記載してもらうことはできないのでしょうか。

(事務局) この場で即答は難しいが、第3章のどこかに課題としてあげた上で、第5章で説明するという方法もあると思います。検討いたします。

(議長) 繰り返しますが、第3章はあくまで、推進プラン2018の総括ということになります。ただ、読み手側から考えると第1章から読み進めていくので、第3章で疑問に思ったことについて第5章まで読み進めるまで待てないところもあるかと思えます。例えば、第3章の中に、今後の展望も書きつつ、「これについては第5章のこの部分で述べています」等の前振りがあると良いかもしれません。また、関係機関との連携を重ねながら、十分に本人や保護者の思いを尊重し、決定してきまずといった内容があると良いのかもしれません。

(小岩委員) 児童館では切れ目ない支援を目指し、利用前に在籍園に出向いて様子を見たり、それを学校に伝えたりしています。学校も同様にくり返し実施していらっしやと思うので、そういったことも書かれていると良いと思います。

(牛来委員) パブリックコメントの16番前半に書いてあるところが、私の意見と似ています。いじめ・不登校への対応の部分で、今後の展望として、特別な配慮を要する児童生徒は、という文言があります。本校にも、手帳を持っていたり、発達特性を持っていたりする生徒がおり、生徒間のトラブルもそれなりにあります。しかし、中学校から引き継ぎ資料もいただけるため、ある程度予測して関わることができており、大きなトラブルには発展していません。小中学校だと、いきなり子どもを預かって予測できない中、いじめの前兆等を的確に捉えて支援するという内容は、少し踏み込みすぎではないのでしょうか。基本方針でどのように扱われているかという、力量を付けるよりは相互理解を深めていきましょう、と弱い標記になっている。児童間、生徒間のトラブルが起こることを前提に考えているところを見ると、仙台市のいじめへの取組としては、厳しいな、と思うところではありますが、基本方針には「いじめ」ということは全くなくなってしまいうので…。

本校としては、いじめ不登校についての課題も多く見られますし、学校としての課題であると感じています。本プランの本文にも盛り込まれていると、これまでの課題を反映させるものになるのではないのでしょうか。

(議長) 13 ページ「つなぐ」の中に「いじめの防止、不登校等の予防への対応」とありますが、そこと対応するのではないのでしょうか。

(牛来委員) 今後の展望については少し読みにくい文章もありますが、適切な文章で書かれているものだと思います。今後の展望を受けた上で、基本方針に何が書いてあるのかというと、深読みしないと、トラブルシューティングのようなことに関してはなかなか分かりにくい。ここに含めて書くべきなのかということもありますが、「どうなっているのかな」と読み進めたときに読み手としては空振りしたような感覚になります。

再構成したうえで、この部分は表記しないと判断されたのかな、とも思われますが。

(議長) 併せて、第4章についてご意見があればお願いします。

牛来委員のご指摘の通り、発達障害との境目がはっきりしない児童生徒が増えており、二次的な課題への対応も含めて対応が必要になることを視野に入れて、基本方針を考える必要があると考えられますが…。

(牛来委員) ICTの積極的な活用について、そこまでの設備投資が可能なのでしょうか。本校も通級の設備はありますが、Wi-Fiの設備はありません。この表現だと、設備投資が前提に書かれているような印象になり、踏み込みすぎかな、と思う部分もあります。将来的には、端末については生徒自身が準備し、学校で設定していくという流れになると思います。どちらかということユニバーサルデザインの視点でのICT活用の方が考えやすいのではないのでしょうか。個別にICT活用となると本校ではなかなか考えにくい。誰にでも分かりやすいという視点で目標を設定した方が良いのかと思いました。

(事務局) ICTにつきましては経過がございます。パブリックコメントの前に、庁内で確認したところ、仙台市全体として、デジタル化を推進していくとのことでしたので、特別支援教育でも推進していくことにいたしました。

(議長) 17 ページ(5)のタイトルだけ他に比べて浮いた印象があります。「変化していく社会への対応」等とする考え方もあります。この個所の要点は、本文中にある「時代の変化にも対応した特別支援教育の推進」ではないかと思います。そのうえで、ICT等の先端技術の活用が大切という流れになるのかと思います。また、ハードウェアの部分に注目されがちですが、日常生活の中にSNS等が入り込んできています。情報モラルやリテラシー教育についても進めていけると良いといった表記があると良いのかもしれませんが。そうすることで、本プランの取組を評価する際、ハード面だけでなくソフト面についても振り返ることができるようになりますので、検討いただけると良いのではないのでしょうか。

次に、第5章についてご意見をお願いいたします。

(伊藤委員) 20 ページ「ふかめる」のところですか。先ほど、第3章6ページの今後の課題に、「学校が情報を得やすくなるような取り組み」とありますが、第5章のどこ

につながりますか。例えばどんなことでしょうか。障害のある方をお招きするということが、教材を活用することなのか、第3章の課題と第5章の取組がわかるように説明をお願いします。

(事務局) ご指摘の課題に対応する部分は、20ページ「ふかめる」A-2の2つ目に「障害理解教育に関する既存の社会資源等に関する情報発信を積極的に行います」とあります。抽象的ではございますが、ここに対応させております。

(伊藤委員) 学校に対しても情報発信をしていくということで良いでしょうか。そうであれば、対応していると思います。この部分を是非読んでもらえるようになると良いなと思います。

(議長) あっさりと書かれているので、「社会資源等」の例などがあると良いかもしれません。

(牛来委員) 27ページ「つなげる」のアンダーラインのところですか。当該児童生徒の放課後活動の場とあるが、「放課後活動」とは何か定義があるのか。定時制高校だと、「放課後に活動している事業所」と言うと、アルバイト先といったところになります。職場のことを事業所という場合もある。おそらく放課後等デイサービスのようなところを想定しているのでしょうか、様々な人が読むので検討いただけると良いのでは。

(事務局) 表現について検討します。

(高橋委員) 27ページの40「一体的な支援の実施」の部分です。この中に、就学の場の検討も入ってくるのかと考えました。そう考えたときに、「校内に配置されている、特別支援教育コーディネーター、不登校支援コーディネーター、いじめ対策担当教諭の連携を強化し」とありますが、担任や管理職が含まれておらず、限定されています。本来であれば、個々の教育的ニーズに対応できるように、学校体制として支援を進める場合、この三者だけではなく組織として動いています。例えば、「担任だけではなく、校内に配置されている特別支援コーディネーターや…」と加えると、多面的な視点で児童生徒をアセスメントして支援を行っていく、就学の場の検討もしていくこと読み取れるようになるのではないのでしょうか。

もう一点は、学校の相談支援機能について表記がないということです。学校は、保護者とたくさん相談しています。今の表現だと、相談支援をするのはアーチルや相談支援事業所、学校はそれ以外、とも読み取れると思います。第一次の相談先は学校ではないのでしょうか。アーチルに勤めていた時にも感じたことです。一番の相談先は学校であってほしいし、そのためには、学校の支援力を高めて行かなければいけない。保護者に寄り添いながら一緒に考えていかなければいけない、そういう視点を持たないといけないと思います。学校の相談機能向上について、いずれかの基本方針の中に記載されていると良いのではないのでしょうか。

(事務局) 22ページD12「対応に苦慮する場合などに校内の特別支援教育コーディネーターや…」とあります。これは、保護者からの相談を受けることを前提として、なお難しいとき、ということでもあります。高橋委員のご指摘の通り、学校は保護者からの相談を受けておりますので、そのことは前提として考えております。また、23ページ15「障害のある児童生徒の保護者への支援の充実」においても、卒業後の進路選択に関する限定的な表現にはなっておりますが、保護者への支援

を充実させていくことを記載しております。読み手にも分かりやすい表現等を検討する余地はあると思いますので検討いたします。

(議長) 高橋委員の意見を受けて感じたことは、「ふかめる」の部分に教育相談機能の充実といいますか、先ほどの就学支援の議論にも重なりますが、保護者と話し合いを通じてそのお子さんの理解を深めていって、その子にとってどのような学びの場が大事なのか、卒業後のことを視野に入れながらどのような子どもに育てていきたいかという、そういう理解を深めるという点から、基本方針Ⅰ「ふかめる」の中に、学校での一次的な相談機能の充実に関する記載があってもいいかもしれないと個人的には思ったところです。

(癸生川委員) 28 ページ K「学校卒業後の社会参加の充実」についてです。実習等に関する情報をデータベース化するとあります、これは教育委員会が行うということで良いでしょうか。

(事務局) まだ具体的な実行計画を作成している段階にはありませんが、教育委員会が作成し、各学校が活用するというイメージを持っております。ただ、教育委員会だけ作成するのは難しい面もありますので、その際は各学校の協力をいただくことになると考えております。

(伊藤委員) 28 ページには「学校卒業後」とあるが、これは義務教育卒業ということなのでしょう。だとしたら、社会参加だけでなく、進路・進学といった文言が入ると良いのではないのでしょうか。

(事務局) この部分で想定していたのは、高等部（高等学校）卒業、ということです。ご指摘の通り、大学などに進学する方もいらっしゃるので、どのような表現が良いか検討してまいります。また、ご指摘の内容は、むしろ 26 ページ 36「高等学校における特別支援教育の整備」にも関連してくると思われまので、今後、取組を充実させてまいります。

(伊藤委員) 生涯学習という視点だと、「資格を取りたい」という方がいます。就労移行支援事業所でも資格取得のサポートをしてもらったという話も聞いています。大学等へ進まなくても資格があると社会参加ができるケースもあると思います。合理的配慮についてはだいたい進んでいると思われま。障害のある方でも挑戦しやすくなってきているため、先ほどの質問をいたしました

(門田委員) 27 ページの基本方針Ⅳ「つなげる」にある「個別の教育支援計画・指導計画」に関してですが、J39 に各学校での指導計画の作成や引き継ぎなどについて書かれています。支援者会議で個別の指導計画を学校からいただくことも増えていますが、個人情報の観点なのか会議終了後に回収されることが多い状況です。保護者は配布に同意しているのですが…。サポートファイルなどに入れていくのも良いのかなと思っておりますが、個別の教育支援計画・指導計画も引き継ぎ資料として使えますよ、といったアピールがあっても良いのではないのでしょうか。また、事業 40 の 2 つ目の・印に関して、相談支援事業所でも個別の支援計画を作成している場合もありますので、どこかに「相談支援事業所」といった文言を入れていただけるとありがたいです。

(事務局) 相談支援事業所が担う役割はとても大きいと考えております。事務局で検討いたします。

(荒委員) サポートファイルの認知度が上がったことには驚きました。どのように有効活用するかと考えると、その場面場面で必要な情報があると思います。短時間の就学相談で、サポートファイル全てを読むことは難しいと思いますので、専門機関と保護者とで各場面で有効に活用できるペーパーを作成し、それを有効に活用する、そのようなサポートファイルの在り方についても検討していただけると良いと思います。

(議長) 第6章について。追加のご意見等あれば、後からお伝えいただいても良いかと思ひます。副委員長いかがでしたでしょうか。

(副委員長) これまでの会議の積み重ねの成果が現れているプランだと思ひました。

本プランについて、最初から最後まで全体を通して読み進める視点が自分自身足りなかつたと感じました。保護者の視点で読むと…等、できる範囲での修正をお願いいたします。事務局もご苦労されるかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

(議長) 最後に「分かりやすい版」について少し説明をお願いいたします。

(事務局) 10ページ程度を予定しております。紙媒体は難しいため、デジタル掲載ということになると思ひます。対象は保護者、市民の皆様、子どもたちを想定しております。小学校中学年以上の力があれば読めるような内容にしたいと考えております。全ての内容を網羅することは難しいですが、他自治体の例等を参考に、専門用語をなるべく使わない等、工夫を重ねて行きたいと思ひます。

4 閉会（進行）

(1) 事務連絡

皆様、お疲れ様でございました。

事務局から2点連絡がございます。

1点目です。今後の日程ですが、次回、第6回検討委員会は、1月24日（火）午後3時から、この上杉分庁舎12階の教育局1会議室での開催いたします。開催のご案内につきましては、お手元の封筒に入れておりますのでご確認ください。

2点目です。今回の会議につきまして、追加の意見等がございましたら、同封した用紙、または任意の様式でお知らせください。会議の中でいただいたご意見と同様、今後のプラン策定の参考にさせていただきます。

それでは、閉会にあたり、秋山特別支援教育課長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 閉会の挨拶（秋山一郎特別支援教育課長）

本日は長時間にわたり熱心な議論をありがとうございました。

残すところあと1回となりました。教育局では、本プランの他にICT関係のプランも今年度策定しております。また、確かな学力育成プランも作成しております。それぞれ、内容を確認し、互いのプランで分担して表記している部分もごさいますので情報提供させていただきます。また、健康福祉局では、障害者差別解消条例の改定ということでパブリックコメントを実施しております。このプランには「共に生きるみんな」とありますが、将来の仙台市を支える子どもたちが共に生きていけるような教育をしていく必要があると感じています。その基礎として、本プランが

策定できると良いと考えております。 本日皆様からいただいたご意見を基に最終案を作成し、皆様にお示ししたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。